

# 安全保障輸出管理について



名古屋大学情報基盤センター

# 安全保障輸出管理とは

- ・ 安全保障輸出管理とは、日本を含む国際社会における平和と安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な物・技術などが、核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている懸念国やテロリスト集団などの手に渡さないようにするため、武器そのものを含めて輸出規制を行うための法制度です。
- ・ 日本では外国為替及び外国貿易法（通称：外為法）に基づき施行されています。
- ・ 大学においては、留学生受け入れや技術提供（スーパーコンピュータ）などが該当し、違反すると刑事罰や行政制裁が科されることがあります。

# 安全保障輸出管理の対象とは

## 居住者

### 日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

### 外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者

### 法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

## 非居住者

### 日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③迄に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

### 外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府または国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官または領事官及びこれらの随員または使用人（ただし、外国において任命または雇用された者に限る）

### 法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

例として

- ・ 外国籍で**来日から6か月未満**の人  
（日本国内で勤務する人除く）
- ・ 海外に転勤、留学した人（**海外在住の日本人**）

### 《注意点》

- ・ 国籍が「日本」でも海外居住者は申請の対象です。
- ・ 一時帰国の人（6か月未満の滞在）の場合も申請対象です。

申請の基準でよくわからない場合は下記までお問い合わせください。

[kyodo@itc.nagoya-u.ac.jp](mailto:kyodo@itc.nagoya-u.ac.jp)

# 手続きの流れ（申請手続きはセンターで行います）

申請者の履歴書、職務経歴書を揃え、センターに提出



1次審査申請（学術研究・産学官連携推進本部）



（約2週間）承認



2次審査申請（学術研究・産学官連携推進本部）



（約2週間）承認



センターにてアカウント作成、承認書発行（申請者に郵送）